

様式第28の2(第8条関係)

電気通信番号の使用に関する報告 (卸電気通信役務(利用者設備識別番号)の提供状況)				
年4月 1 日から 年3月31日まで				
事業者名 法人番号 登録番号又は届出番号				
卸先事業者名	法人番号	電話転送 役務の提供	卸先事業者の電気 通信番号使用計画 の認定状況の確認	卸先事業者に対す る電気通信番号の 使用に関する条件 の遵守の合意

注1 本様式は、報告対象事業者が、利用者設備識別番号(電気通信番号規則別表第9号に掲げるIMSIを除く。)を使用して卸電気通信役務の提供を行う場合に、当該番号に関する提供状況を記載して提出すること。

2 「卸先事業者名」及び「法人番号」の欄は、報告対象事業者から卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者(以下「卸先事業者」という。)について、卸先事業者の氏名又は名称、及び卸先事業者の法人番号をそれぞれ記載するとともに、報告年度中に新たに卸電気通信役務の提供を開始した卸先事業者については、その氏名又は名称に下線を付すこと。ただし、法人番号の記載ができない場合にあっては、当該電気通信事業者の住所を記載すること。

3 「電話転送役務の提供」の欄は、卸先事業者に対し、電話転送役務(発信転送又は着信転送における利用者設備識別番号として固定電話番号を使用する場合に限る。)を提供している場合に「○」を記載すること。

4 「卸先事業者の電気通信番号使用計画の認定状況の確認」の欄は、新たな種別の電気通信番号を使用する卸電気通信役務の提供の開始に際し、卸先事業者の電気通信番号使用計画の認定状況を確認している場合に、その確認を行った西暦年数を算用数字で記載すること。ただし、定期又は不定期に確認している場合は、直近に確認を行った西暦年数を算用数字で記載することができる。

5 「卸先事業者に対する電気通信番号の使用に関する条件の遵守の合意」の欄は、卸電気通信役務の提供の契約に関する書面において卸先事業者が電気通信番号の使用に関する条件を遵守することについて合意している場合に、その合意を行った西暦年数を算用数字で記載すること。

6 総務省は、この報告を踏まえ、次の事項をホームページにおいて公表する。

- ・電気通信番号使用計画の認定を受けた電気通信事業者(電気通信事業法第50条の2第3項の規定の適用を受けた者を含む。)の氏名又は名称
- ・当該電気通信事業者の法人番号
- ・当該電気通信事業者の登録番号又は届出番号
- ・電気通信番号使用計画の認定を受けた利用者設備識別番号(電気通信番号規則別表第9号に掲げるIMSIを除く。)の種別

7 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。